

逆に、65歳以上の在職者については、基本的に減額しない年金を給付する方法が年金受給権の確保を重視する考え方からの当然の帰結となる。また、基礎年金が減額対象とされていないことも整合的になろう。

このような年金受給権確保の視点だけからの議論は、やや極端な結論になっているかも知れないが、(新)支給開始年齢を境に減額の有無を区分する取扱いが簡素で分かりやすいと考える所以である。

9. 第3号被保険者制度

この制度は世帯単位の厚生年金制度に個人単位の基礎年金制度を接合させたところから生じたものであり、基本的には厚生年金グループ内での問題として捉えるべき性格の問題と思われる。

つまり、厚生年金では事業主負担があるなど、保険料の負担面に関しては国民年金との間で制度的に大きな差異があり、第1号被保険者と第3号被保険者の部分だけを取り出して、単純な不公平問題として議論するのは感情的には理解できない面もないではないが、合理的な比較論とは言えないからである。

そこで、厚生年金グループ内での公平論に関連して具体的に方法論を述べると、平成16年改正法による離婚時の第3号被保険者の取扱いを夫婦いずれか一方でも厚生年金が適用されるすべての夫婦に拡大することが必要ではないかと考える。

平成16年改正時の考え方「被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料について、当該被扶養配偶者が共同して負担したものであるという基本的認識とする」とは、共働き夫婦の場合も含めてすべての夫婦にあてはまる共同負担概念であり、また離婚をしない場合であっても当然にあてはまるものである。

このような考え方を具体の制度運営に当てはめると、厚生年金の記録管理について従来からある保険料納付記録(第一記録)のほかに、夫婦負担調整後の配分記録(第二記録)を新たに設け、年金給付は専ら第二記録の報酬額にもとづいて決定するという仕組みに変更することになる。そして、この第二記録における報酬額は夫婦の報酬額を合算して2で割った額(配偶者が第1号または第3号の被保険者の場合は、第一記録が0となるため、合算して2で割ると、夫婦で半額ずつとなり、夫婦とも第2号被保険者の場合は報酬額が平均化されることになる)とし、世帯単位の考え方を活かしつつ、個人単位の年金権を確立していくことにより、厚生年金グループ内での公平が保たれることとするのである。

現行の仕組みでは第2号被保険者は自分の払った保険料で自分の所得に応じた年金受給権を確保しているため、その配偶者たる第3号被保険者の負担が行われていないように感じられるのである。上記のような第二記録を作り、第

2号被保険者は納付保険料に対して半分の受給権しか付与されない形が明確になれば、明らかに配偶者分の拠出がなされていると感じられる筈である。

ただし、この仕組みを導入するにあたっては、過去に遡って第二記録を作ることは難しく、また事務処理ミスの原因になる可能性も高いため、施行日以後について記録の分割を行うこととし、施行日以前の分割の取扱いは現行どおり、離婚時に限り年金権の分割を行う取扱いとすることで対応すべきである。

以上

(1) 税方式か保険料方式かに関して、

税方式か保険料方式かの点は理論的に再度整理しておく必要がある。年金のそもそもの意義、機能を「長生きリスクへの保険機能」と捉えるならば保険料方式の方が適切である。年金で引退後の最低限の生活費用を年金給付で賄うとすれば保険料方式はそれを可能とするが、税方式、特に消費税で行うとすれば同じ給付額を受けても実質の消費額は消費税分減少するからである。長生きをする場合、この減少効果は大きくなる。実際、簡単なモデルの下、期待効用によって両者を比較すると保険料方式の方が期待効用は大きくなることが確かめられる。

(2) 「育児期間中の保険料免除」への財源について、

この制度によって出生率の回復が認められるのであれば、その財源として年金積立金を使用することも検討に値しよう。広く、少子化対策の財源は国債の発行によって賄うのが適当と考える。要するに負担は将来世代が負う訳であるが、将来世代数がその分増加していれば一人当たり負担は大きくないからである。ところが公的年金は現在積立金を持っており、それを財源とすることは国債の発行と同じ効果を持っているので検討に値すると思われる。当然ながら慎重に検討されなければならない。